

大淀町入札執行要綱

(趣旨)

第1条 大淀町において執行する建設工事請負、業務委託、役務提供及び物品調達(以下「工事等」という。)の入札については、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号。以下「令」という。)、大淀町契約規則(昭和40年9月15日規則第5号。以下「契約規則」という。)
その他別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(入札の公告等)

第2条 町長(ただし、町長が不在の場合は、大淀町役場事務決裁規程(昭和49年12月27日訓令乙第5号)において規定する代理決裁の例に準じ、副町長、総務部長がこれに代わって執行するものとする。以下「入札執行者」という。)は、一般競争入札においては、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札に必要な事項を入札公告及び入札説明書により公告しなければならない。

2 前項の公告は、大淀町公告式条例(昭和25年9月1日条例第9号)に定める掲示場及び入札掲示板に掲示して行うものとし、併せて大淀町ホームページ、新聞紙等への掲載等により周知を図るものとする。

3 第1項の公告を行う日は、原則として月曜日とし、月曜日が大淀町の休日を定める条例(平成元年12月20日条例第35号)に規定する町の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直前の開庁日とする。

4 指名競争入札においては、入札に参加させる者(以下「指名業者」という。)に入札通知書(様式第1号)により入札の場所及び日時その他入札に必要な事項を通知するものとする。

5 前4項の公告又は通知をするときは、当該公告等の日から入札執行の日まで次の各号に掲げる見積期間を設けなければならない。この期間の計算については、原則として休日を除くものとする。

(1) 工事等1件の対象設計金額が500万円未満のものについては1日以上

(2) 工事等1件の対象設計金額が500万円以上5,000万円未満のものについては10日以上

(3) 工事等1件の対象設計金額が5,000万円以上のものについては15日以上

6 入札執行者は、やむを得ない事情があるときは、前項第2号及び第3号の見積期間を5日以内に限り短縮することができる。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 契約規則第3条第2項(第15条において準用する場合を含む)の規定による

大淀町入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2) 令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

(3) 大淀町建設工事等に係る入札参加資格停止措置要領(平成25年9月2日施行)及び大淀町物品購入等に係る入札参加資格停止措置要領(平成28年4月1日施行)に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。

(4) 破産法(平成16年6月2日法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年12月22日法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者である等、経営状況が著しく不健全でないこと。(ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなす。)

(5) 前各号に定めるほか、入札執行者が工事等ごとに定める入札参加資格要件をすべて満たしている者であること。

(設計図書等の閲覧)

第4条 入札参加を希望する者(以下「入札参加者」という。)の閲覧に供する設計図書、図面、仕様書及び参考資料等(以下「設計図書等」という。)の作成及び閲覧については次によるものとする。

(1) 設計図書等は、その工事等の設計単価、その他閲覧に供することを不適当とする事項を除き作成し、閲覧させるものとする。

(2) 第7条第2項の規定により最低制限価格を設定する入札については、設計図書等の閲覧とあわせてその旨を設計図書等に明示するものとする。

(3) 設計図書等の閲覧は、第2条に定める公告の日又は通知の日より期間を設けて行うものとする。

(4) 設計図書等を閲覧しようとする者は、設計図書等閲覧期間内において役場入札契約係に、一般競争入札にあつては設計図書閲覧申請書(様式第2号)を、指名競争入札にあつては入札通知書を提出し、閲覧を行うものとする。閲覧を受付した者は、閲覧終了後、当該設計図書閲覧申請書等の閲覧印欄に押印し、閲覧者に返却するものとする。

(5) 設計図書等の閲覧方法については、入札執行者の指定した場所における閲覧、貸出し、無償頒布、又は有償頒布のいずれかの方法によることができる。入札参加者は、設計図書等の貸出しを受けた場合においては、入札執行者の指定する日時までに当該設計図書等を返却しなければならない。

(現場説明会)

第5条 入札執行者は、設計図書等の閲覧(貸出し、無償頒布又は有償頒布を含む。)を行うことにより現場説明会を省略するものとする。ただし、工事等の内容など

により、入札執行者が省略することで入札の執行上支障があると認める場合には現場説明会を行うことができる。

- 2 前項ただし書きにより現場説明会を行う場合においては、入札参加者が一堂に会することのないよう留意するものとする。

(質疑及び回答)

第6条 入札参加者は、設計図書等に関して質疑があるときは、質疑書により入札執行者が指定する期日までに電子メール又はファクシミリにて提出するものとする。なお、質疑がないときについてもその旨を同様に提出するものとする。

- 2 前項に規定する質疑に対する回答については、入札執行者は入札参加者全員に電子メール又はファクシミリすることにより行うものとする。

(予定価格及び最低制限価格)

第7条 入札執行者は、入札に付するにあたりあらかじめ予定価格を設定し、予定価格調書(様式第3号)を作成しなければならない。また、必要と認められる場合においては、当該予定価格を事前に公表をすることができる。

- 2 入札執行者は、工事又は製造その他の請負に係る業務については、履行確保のため最低制限価格を設定することができ、必要と認められる場合においては事前に公表をすることができる。
- 3 入札執行者は、予定価格及び入札書比較価格(予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた価格をいう。)(前項の規定により最低制限価格を設定する場合は、最低制限価格及び最低制限比較価格(最低制限価格から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた価格をいう。))を含む。)を予定価格調書に自ら記入し、予定価格調書を封かん(最低制限価格を設定したときは、封筒の表にその旨を記載)の上、入札執行まで適切な方法により保管するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、予定価格及び最低制限価格を事前に公表する場合においては、前項に規定する調書を封かんしないことができる。
- 5 最低制限価格を設定した入札については、第4条第1項第2号に定める明示をし、第12条第4項に定める宣言を明確に行うこと。

(工事名等の事前公表)

第8条 入札執行者は、件名、番号、場所、入札日時、入札場所、前条第1項の規定により事前公表する場合は予定価格、同条第2項の規定により事前公表する場合は最低制限価格を、一般競争入札については入札公告により、指名競争入札については第2条第4項に規定する通知をした翌日から入札公表書(様式第4号)により、役場入札契約係において入札日の前日までの間閲覧に供し、併せて入札掲示板等で公表する。

(入札室の整理)

第9条 入札は、入札執行者が入札を行う場所として指定した場所(以下「入札室」と

いう。)で行うものとし、入札執行者は入札室を入札に支障のないように整理しておくものとする。

(入札時間の厳守)

第10条 入札執行者及び入札に参加する者(以下「入札者」という。)は、入札の時間を厳守しなければならない。

(入札者の確認)

第11条 入札執行者は、入札執行に先立ち入札者の出席を確認するものとする。

2 入札者は原則として1業者につき1名とし、代理人に入札させようとする者は委任状を提出しなければならない。

3 設計図書等の閲覧が必要な入札にあつては、第4条第1項第4号に掲げる手続きを行っていない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(入札の執行宣言)

第12条 入札執行者は、入札者の出席確認をした後、入札を執行する旨を宣言するものとする。

2 事前連絡の有無及び理由の如何を問わず、出席確認後の入札執行宣言に遅参した者は棄権したものとみなし入札に参加させないものとする。なお、天災等により入札の執行に支障を来すと判断される場合は、入札時間を遅らせ、また、入札自体を延期することができる。

3 入札執行者は、入札書に記載された金額に当該金額の「100分の10」に相当する金額を加算した金額(1円未満端数切捨)をもって落札の金額とする旨を宣言するものとする。

4 入札執行回数、最低制限価格の設定の有無及び落札者の決定方法についても、その旨を併せて宣言するものとする。

(工事等の内容の明示)

第13条 入札執行者は、入札執行宣言後、入札書の投函前に設計図書等に記載の特記事項及び入札条件となる事項を明示するとともに、質問の有無を確かめ、入札や工事等の内容に疑義のないようにするものとする。

(立入の禁止)

第14条 入札執行者は、入札執行宣言後においては当該入札に関係のない者の入札室への立入を禁止するものとする。

(入札についての注意事項)

第15条 入札執行者は、次の事項について注意するものとする。

(1) 入札に対して注意を促すため、入札者心得(様式第5号)を入札室に掲示しておく。

(2) 入札書の封印、封書の表の「入札書」「番号」及び「件名」等の記入を確認する。

(入札金額見積内訳書)

第16条 入札者は、次の各号に該当する入札時において、入札金額見積内訳書を提出しなければならない。

(1) 建設工事請負に係る入札

(2) 前号に掲げるもののほか、入札執行者が、入札金額見積内訳書の提出が必要であると認められるとき

(入札書の投函)

第17条 入札者は、入札書を自ら投函しなければならず、一旦投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできない。

(入札の無効)

第18条 次の各号に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札書に記名、押印を欠く入札(不明瞭で確認しがたい場合を含む)

(2) 入札書の重要な文字の誤字、脱字等により必要な事項を確認できない入札

(3) 同一事項の入札について2以上の入札書等を提出した者の行った入札

(4) 入札執行者の指定した入札方法によらない入札

(5) 入札金額を訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札

(6) 入札金額以外の事項を訂正した場合においては、その訂正箇所に押印(訂正印)のない入札書による入札

(7) 極端に低い価格の入札(建設工事請負に係る入札の場合に限る。)(入札書比較価格の10%以下の額の入札とし、桁違いによる錯誤とみなす。)

(8) 入札保証金の納付がない入札、又は入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たない入札。(入札保証金を免除した場合を除く。)

(9) 入札金額見積内訳書の提出を求めた場合にあっては、次の掲げるもののいずれかに該当する入札

- ・入札金額見積内訳書の提出がない入札

- ・入札書に記載されている「入札金額」と入札金額見積内訳書における「入札書記載金額」が一致しない入札

- ・入札金額見積内訳書における「見積項目ごとの金額の合計」と「入札書記載金額」が一致しない場合の入札

- ・入札金額見積内訳書において、設計書等にて示された見積項目ごとの金額、各合計金額及び総合計金額の記載がない場合の入札

- ・入札金額見積内訳書における「入札書記載金額」欄の千円以下の端数切りを省いて入札書に記載した場合の入札(端数切りを指定していない場合は除く。)

(10) 最低制限価格を設定した場合にあっては、最低制限価格を下回る金額の入札

2 次の各号に該当する者は失格とし、その者のなした入札は無効とする。

- (1) 入札に参加資格のない者
- (2) 代理人で委任状を提出しない者
- (3) 他人の代理を兼ねた者
- (4) 2 以上の者の代理をした者
- (5) 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為をなした者
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者
- (7) 係員の指示に従わない等、入札室の秩序を乱した者
- (8) その他、大淀町の定める入札条件に違反した者

3 前 2 項の場合において、無効となった入札書等は返却しないものとする。

(開札)

第19条 入札執行者は、入札書の投函を確かめた後入札者の面前において、開札を行うものとする。

2 開札にあたっては開札事務従事者の内1名は入札者の氏名及び入札金額を読み、他の1名はこれを開札録に記入するものとする。次に交代して記入事項を再確認するものとする。

(落札の決定)

第20条 入札執行者は、次により落札決定するものとする。

(1) 総合評価方式を採用する入札の場合

ア. 落札者の決定に当たっては、入札書比較価格以内(最低制限価格を設定した場合は、最低制限比較価格以上入札書比較価格以内)で入札し、入札公告等において明示した技術的要件における最低限の要求要件を全て満たしている者のうち、総合評価方式において算出される評価値が最も高い入札を行った者を落札者とする。

イ. 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の「100分の10」に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。

ウ. 落札者が決定した場合は、落札者及び落札金額を入札者に発表し、入札の終了を宣言するものとする。

(2) 総合評価方式を採用しない入札の場合

ア. 落札者は、入札書比較価格以内(最低制限価格を設定した場合は、最低制限比較価格以上入札書比較価格以内)で最低の価格をもって入札した者とする。

イ. 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の「100分の10」に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。

ウ. 落札者が決定した場合は、落札者及び落札価格を入札者に発表し、入札の終了を宣言するものとする。

(くじによる落札者の決定)

第21条 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、令第167条の9の規定により直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(見積内訳書の提出)

第22条 入札において落札した者は、見積根拠資料として、契約時に工事等の見積内訳書を提出しなければならない。ただし、第16条の規定により入札時において入札金額見積内訳書を提出しているときはこの限りでない。

(入札中止)

第23条 競争入札による入札手続き執行途中、又は、入札時において、原則として入札者が2者未満となった場合は、その段階で入札を中止するものとする。

2 入札執行者は、前項に定めるほかその入札を執行することが不適切であると認めるときは、これを延期し、中止し、又は取り消すことができる。

(入札執行回数)

第24条 入札執行回数は、2回(第7条第1項の規定により予定価格を事前に公表する入札の場合にあつては1回。本条において以下同じ。)を限度とし、2回の入札を行ってもなお落札者となるべき者がいないときは、当該入札を不調とし、入札の打ち切りを宣言するものとする。

2 2回目の入札を行う場合において、次の各号に掲げる者は入札に参加することができないものとする。

(1) 1回目の入札に参加しなかった者

(2) 1回目の入札が第18条の規定により無効とされた者

(3) 1回目の入札において最低制限比較価格を下回る入札金額の入札を行った者

3 2回目の入札にかかる入札保証金については、1回目の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えてなされる担保提供を含む。)をもって2回目の入札保証金の納付とみなす。

(不調入札等の取扱い)

第25条 第23条の規定により入札中止又は取り消しとした場合、若しくは前条の規定により入札不調となった場合は、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 設計見直し等による予定価格変更、入札参加資格の見直し、又は指名業者の組替え等の上再度公告入札を行うものとし、再度公告入札に付してもなお落札者となるべき者がいないときは、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約手

続きに移行することができるものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、再度公告入札に付することができない場合は、この時点で随意契約手続きに移行できるものとする。

(入札辞退)

第26条 入札者は、開札が行われるまではいつでも入札を辞退することができ、入札を辞退するときは、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 入札前にあつては、辞退届(様式第6号)を入札執行者に提出するものとする。

(2) 入札中にあつては、前号に掲げる辞退届を入札執行者に提出するか、辞退する旨を記載した入札書を入札箱に投函するものとする。

2 前項に定める手続きにより入札を辞退した入札者は、これを理由として以降の入札等において不利益な取扱を受けるものではない。

(入札結果の公表)

第27条 入札執行者は、第20条の規定に基づき落札者を決定した場合には、当該入札の結果について、入札結果公表書(窓口公表用(様式第7号))を役場入札契約係において閲覧に供し、併せて入札結果公表書(ホームページ掲載用(様式第8号))を大淀町ホームページへ掲載することにより公表する。

2 前項の公表を行う期間については、落札決定日の翌日から翌年度の末日までとする。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか、入札執行にあたり必要な事項は、入札執行者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年9月2日から施行する。ただし、業務委託(建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務は除く。)、役務提供及び物品調達の入札については、平成26年4月1日から施行する。

(大淀町建設工事の入札執行要領の廃止)

2 大淀町建設工事の入札執行要領(平成元年3月30日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 第23条第1項の規定については、平成28年1月22日以降に公告又は通知した入札から適用する。これ以前に公告又は通知した入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 第16条の規定については、平成28年6月14日以降に公告又は通知した入札から適用する。これ以前に公告又は通知した入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

様

大淀町長 （氏名） 印

入 札 通 知 書

下記のとおり、指名競争入札を執行しますので通知します。

記

1. 工事等の内容

件 名	番 号	場 所

2. 入札の方式

3. 入開札の日時及び場所

日 時： 年 月 日 午前・午後 時 分
場 所：

4. 設計図書等の閲覧期間、場所、方法

期 間： 年 月 日 午前・午後 時 分から
年 月 日 午前・午後 時 分まで
場 所：
方 法：

※設計図書等の閲覧及び入札の際には、本通知書を持参してください。
※本通知書の閲覧印欄に受付印がない方は、当該入札に参加できないものとします。

5. 設計図書等に関する質疑の受付期間及び方法、並びに回答の日時及び方法

質疑期間： 年 月 日 午前・午後 時 分まで
質疑方法：
※質疑が無い場合もその旨を提出してください。
提 出 先：
回答日時： 年 月 日 午前・午後 時 分まで
回答方法：

6. 落札者の決定方法

7. その他

閲覧印欄
閲覧・貸出・頒布

※閲覧印欄には、何も書かないでください。

年 月 日

大淀町長（氏名）様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

担当者氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

メー ル ア ド レ ス

印

※名刺を一枚添付すること。

設 計 図 書 閲 覧 申 請 書

下記工事等に係る設計図書の閲覧（貸出・有償頒布を含む。）を申請します。

記

件 名	番 号	場 所

この線より下は、役場にて記入しますので、何も記入しないでください。

件 名 :
番 号 :
場 所 :

年 月 日

様

上記の工事等に係る設計図書等の閲覧を受付しました。

閲覧印欄
閲覧・貸出・頒布

予 定 価 格 調 書

1. 件 名

2. 番 号

3. 場 所

4. 請負対象設計価格 円

5. 予 定 価 格 円

6. 入札書比較価格 円

7. 最低制限価格 円

8. 最低制限比較価格 円

上記のとおり決定する。

年 月 日

大淀町長（氏名） ⑨

入 札 公 表 書

下記の工事に係る指名競争入札の執行について、公表します。

年 月 日

大淀町長（氏名） ⑩

1. 件 名
2. 番 号
3. 場 所
4. 入 札 日 時
5. 入 札 場 所
6. 予 定 価 格
7. 最低制限価格

（注）この入札が郵便入札である場合は、4項及び5項をそれぞれ開札日時及び開札場所と改め、3項と4項の間に入札書到着期限と加える。

入 札 者 心 得

- ① 入札者（その代理人を含む。以下同じ。）は、入札時間を厳守しなければならない。
- ② 入札室においては、静粛にしなければならない。
- ③ 入札者以外の者は、入札室に立ち入ってはならない。
- ④ 入札者が入札しようとする場合は、係員に入札通知書、入札参加資格確認通知書または競争入札参加表明書を提示すること。また代理人により入札しようとする場合は、その委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 入札書には、工事等の番号、名称、場所等を誤脱のないように記入の上封かんすること。併せて封書の表には「入札書」と明示し、工事等の名称等を記入すること。
- ⑥ 入札金額は千円単位（入札条件等に指定のある場合を除く。）とし、算用数字を用いること。
- ⑦ 入札者は私的独占行為の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- ⑧ 入札者は、開札が行われるまでは、辞退届（様式第7号）を提出しいつでも入札を辞退することができる。また、当該手続きにより入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- ⑨ 入札書は自ら投函しなければならず、一旦投函した入札書の手換え、引換えまたは撤回は認められない。
- ⑩ 次の各号（1）～（11）に該当する入札は、無効とする。なお、無効とした入札書等は返却しない。
 - （1）入札書に記名、押印を欠く入札（不明瞭で確認しがたい場合を含む）
 - （2）入札書の重要な文字の誤字、脱字等により必要な事項を確認できない入札
 - （3）同一事項の入札について2以上の入札書等を提出した者の行った入札
 - （4）指定された入札方法によらない入札
 - （5）入札金額を訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札
 - （6）入札金額以外の事項を訂正した場合においては、その訂正箇所を押印（訂正印）のない入札書による入札
 - （7）極端に低い価格の入札（建設工事請負に係る入札の場合に限り、予定価格（税抜き）の10%以下の額の入札とし、桁違いによる錯誤とみなす。）
 - （8）入札保証金の納付がない入札、又は入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たない入札（入札保証金を免除された場合を除く。）
 - （9）入札金額見積内訳書の提出を求めた場合にあっては、次の掲げるもののいずれかに該当する入札
 - ・入札金額見積内訳書の提出がない入札
 - ・入札書に記載されている「入札金額」と入札金額見積内訳書における「入札書記載金額」が一致しない入札

- ・入札金額見積内訳書における「見積項目ごとの金額の合計」と「入札書記載金額」が一致しない場合の入札
 - ・入札金額見積内訳書において、設計書等にて示された見積項目ごとの金額、各合計金額及び総合計金額の記載がない場合の入札
 - ・入札金額見積内訳書における「入札書記載金額」欄の千円以下の端数切りを省いて入札書に記載した場合の入札（端数切りを指定していない場合は除く。）
- (10) 最低制限価格を設定した場合にあっては、最低制限価格を下回る金額の入札
- (11) 郵便入札の場合にあっては、次の掲げるもののいずれかに該当する入札
- ・書留郵便以外での郵送、持参、ファクシミリ、電報、電子メール等郵便入札の方法によらない入札
 - ・入札書到着期限後に到着した入札
 - ・郵便入札封筒に記載の工事名又は差出人名と、同封された入札書の工事名又は入札者名が相違する入札
 - ・郵便入札封筒に工事名又は差出人名等の記載がなされていない入札
 - ・入札用封筒に封かん及び封印のない入札
 - ・その他入札執行者において無効と認められる入札
- ⑪ 次の各号（１）～（９）に該当する者は失格とし、その者のなした入札は無効とする。なお、無効とした入札書等は返却しない。
- （１）入札に参加資格のない者
 - （２）代理人で委任状を提出しない者
 - （３）他人の代理を兼ねた者
 - （４）２以上の者の代理をした者
 - （５）入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為をなした者
 - （６）入札に関し談合等の不正行為をした者
 - （７）係員の指示に従わない等、入札室の秩序を乱した者
 - （８）その他、大淀町の定める入札条件に違反した者
 - （９）一般競争入札の場合にあっては、次の掲げるもののいずれかに該当する者
 - ・虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書又は競争入札参加表明書を提出した者
 - ・一般競争入札参加資格等確認申請書又は競争入札参加表明書を提出しない者
 - ・事後審査型一般競争入札においては、指定される期限までに一般競争入札参加資格等確認申請書又は入札参加資格等確認資料等を提出しない者、若しくは入札参加資格確認のための指示に従わない者
- ⑫ 入札手続執行途中、あるいは入札時において入札者が２者未満となったときは、その段階で入札手続または入札を中止する。
- （※ 総合評価落札方式による入札の場合、又は入札条件等で特段定めがある場合を除く。）
- ⑬ 落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじ引きを行い落札者を決定する。
- ⑭ 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額である。

様式第6号（第26条関係）

年 月 日

大淀町長（氏名）様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

⑩

辞 退 届

このたび、下記工事等についての指名を受けましたが、（競争入札参加表明書を提出しましたが、）（一般競争入札参加資格等確認申請書を提出しましたが、）（資格確認を受けましたが、）都合により入札を辞退します。

記

1. 件 名
2. 番 号
3. 場 所
4. 入札(開札)予定日
5. 辞 退 理 由

入札結果公表書

[illegible]

入札結果公表書

[illegible]

入札結果公表書

[illegible]

入札結果公表書

[illegible]